

新潟地域合併建設計画(骨子)

I はじめに

1 趣旨

- 新潟地域合併建設計画は、政令指定都市の実現を念頭に、新市における新しいまちづくりを着実に進めるための基本的指針であることを記述
- 政令指定都市が実現した場合には、区制などを踏まえ必要な見直しを行うことを記述
- その他

2 期間

「まちづくりの基本指針」は、長期的展望に立ったものとし、「まちづくり計画」は平成17年度から平成26年度までの10カ年計画とする

3 新市の概要

- (1)位置及び地勢
- (2)人口
- (3)土地利用等
 - ①地目別土地利用構成
 - ②都市計画区域及び用途地域
- (4)産業構造
- (5)新市の特徴

II 合併の必要性と効果

1 社会経済情勢の変化と生活圏の一体化

- 社会経済情勢の変化により、生活圏全体を対象とした都市経営と、地域間の連携を図る広域的な視点が求められていることを記述
- 合併により広域的なまちづくりが可能となることを記述
- その他

2 地方分権と多様な住民ニーズに対応する行財政基盤の強化

- 地方分権により、自己決定・自己責任が求められていることを記述
- 少子・高齢化や住民ニーズの高度化・多様化に対応していかなければならないことを記述
- 合併により、組織の合理化など経費を削減することができ、それが様々な行政展開につながっていくことを記述
- その他

3 合併の歴史と一層の発展

- 12市町村が過去に合併して発展してきたことを記述
- 政令指定都市の実現のためには、広域合併が必要であること及び、合併後早期に政令指定都市を実現し、更なる発展を目指すことを記述
- 政令指定都市を目指す理由を記述
- その他

III まちづくりの基本方針

1 新しいまちづくり

(1) 政令指定都市を目指して

- 分権型政令指定都市など、目指すべき政令指定都市のあり方を、決議等を踏まえて記述

(2) 新市の基本理念

- 都市圏ビジョン等をベースに「世界にはばたく交流拠点」と「高次都市機能と豊かな自然環境との調和・共存」など、新市のまちづくりの土台となる考え方を記述

(3) まちづくりの方向

- 都市圏ビジョン等をベースに
 - ①活力ある産業が展開するまち
 - ②多様な交流ができるまち
 - ③自然と共生できるまち
 - ④ゆとりと潤いのあるまち
 - ⑤一人ひとりの思いを受けとめるまち
 など、(2)の基本理念の上に、どういうまちづくりを進めるのかを記述

2 各地域の役割

都市圏ビジョンで示している4つの「発展・連携軸」を参考に、既存の市町村区域を単位とし、地形・地物などの要素を考慮して地域割を設定。

- (1)新潟市地域の役割
- (2)豊栄市地域の役割
- (3)亀田町・横越町地域の役割
- (4)新津市・小須戸地域の役割
- (5)白根市・味方村・月潟村・中之口村地域の役割
- (6)西川町・潟東村地域の役割

【以上総論部分】

IV まちづくり計画

新市のまちづくりに向けた具体的な事業を記載。
 (記載される事業は、新潟市を除く11市町村のエリアを対象とした事業、新潟市域における広域的に有益な事業、県事業。なお、新潟市の実施する主要事業についても参考的に記載する)

V 概算事業費

VI 財政計画

2月4日、本市や新潟市など12市町村で構成する任意合併協議会「新潟地域合併問題協議会」の第4回協議会が、新潟市で開催されました。今回は、各種事務事業とその他行政制度の調整方針、地方税の取扱い、新潟地域合併建設計画の骨子などについて意見を交わしました。協議の結果、次のとおり了承または確認されました。

1 各種事務事業の調整について

前回協議会では「各種事務事業調整の原則について」の確認と併せて、今後調整案を事務局で作成し、まとまったものから順次協議会にはかることが確認されました。

これを受け、今回の会合では、住民生活に密着した各種事務事業227項目のうち、91項目について調整案が示され、新潟市の制度に合わせる(統一または適用する)ことが了承されました。

本市では、91項目のうち、新潟市にあつて本市にない制度が53項目あります。これについては新潟市の制度が適用されます。残りの39項目は、新潟市にも本市にもある制度ですが、「新潟市の制度が上回っている」または「同程度である」等のため、新潟市の制度に統一されます。(表1を参照)

2 その他の行政制度の調整について

①②③の取扱いについては、それぞれ次のような調整方針で了承されました。

◆**①財産の取扱い**
 ◆調整方針：新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の財産(権利及び義務を含む)及び公の施設は、全て新潟市に引き継ぐ

◆**②使用料・手数料の取扱い**
 ◆調整方針：表2を参照

◆**③町字名の取扱い**
 ◆調整方針：新津市、白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、西川町、味方村、潟東村、月潟村及び

中之口村の町字名については、各市町村の意向を尊重する。ただし、町名の重複等が生じないよう調整する(※本市で重複等が生じる町字名地名が重複しているもの：東町、白根、水道町、中山、四ツ野、完全な重複ではないが、他に紛らわしい地名があるもの：鯉沼、和泉、茨曾根、田中、新飯田、日の出町、古川)

3 地方税の取扱いについて

地方税の取扱いについては、協議事務局が調整案を作成し、第5回以降の協議会で協議することが確認されました。

◆**協議税目**
 個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税、事業所税、都市計画税

4 新潟地域合併建設計画の骨子について

新市のまちづくりの基本的考え方である合併建設計画の骨子が、5ページのように示されました。
 なお、この計画は、今回協議会で出された意見を踏まえながら、第5回協議会で「Iはじめに」から「IIIまちづくりの基本方針」までの総論部分について協議されます。

表1 新潟市の制度を「適用」または「統一」する事務事業(一例)

適用するもの	新潟市の制度を適用するもの
【保健福祉】 母子生活支援施設運営事業、在宅障害者デイサービス事業、高齢者ショートステイ事業 など	【保健福祉】 保育の状況(保育時間・乳児保育)、身体障害者手帳交付事業、予防接種事業、健康相談事業 など
【住民生活】 災害時情報システム整備事業 など	【住民生活】 行政懇談会開催事業、市町村長への提言・要望事業、住民相談事業、男女共同参画推進事業 など
【教育・文化】 私立幼稚園父母負担軽減補助事業、私立高等学校学費助成事業 など	【教育・文化】 幼稚園就園奨励事業 など
【産業】 商店街組織化事業費補助事業 など	【産業】 中小企業開業資金融資事業、農村排水等整備事業 など
【都市整備】 まちづくり勉強会支援事業 など	【都市整備】 建築確認申請事務等の状況 など

表2 使用料・手数料の取扱い

項目	調整方針
税務関係手数料	新潟市の制度に統一する。
戸籍・住民基本台帳関係手数料	新潟市の制度に統一する。
狂犬病予防関係手数料	新潟市の制度に統一する。
鳥獣飼養許可証関係手数料	新潟市の制度に統一する。
一般廃棄物処理手数料(ごみ処理手数料)	調整中
出店許可証交付手数料	新潟市の制度に統一する。
農地関係手数料	新潟市の制度に統一する。
畜場使用料	新潟市の制度に統一する。ただし、火葬場以外の使用料については、当分の間、現行のとおりとする。
老人福祉センター使用料	新潟市の制度に統一する。ただし、個室の利用料については、当分の間、現行のとおりとする。
露店市場	常置露店 新潟市の制度を適用する。
出店料	定期露店等 当分の間、現行のとおりとする。
公民館使用料	当分の間、現行のとおりとする。
体育館	専用利用の場合 当分の間、現行のとおりとする。
使用料	個人利用の場合 当分の間、現行のとおりとする。
体育館付属設備使用料	当分の間、現行のとおりとする。
野球場使用料	当分の間、現行のとおりとする。
庭球場使用料	当分の間、現行のとおりとする。
プール使用料	当分の間、現行のとおりとする。